

農地利用最適化推進委員の概要

主な業務 担当区域において現場活動を行います。

任命方法 応募、または推薦された方の中から、担当区域ごとに農業委員会が委嘱します。



現場活動の様子

区域名	定数 (人)
1区～3区	1
4区～7区	1
8区・9区	1
10区～12区	1

区域名	定数 (人)
13区・14区	1
15区・16区	1
川辺川造成地区	1
合計	7

具体的な業務

現場活動等

地域の農地の状況確認

- ・農地の利用状況調査を行う
- ・「農地の売買・賃借・転用」等申請があった際に、現地確認を行う
- ・農地を別の用途に使っていないか巡視 (農地パトロール)

地域農業者との話し合い

地域計画の実質化に向けた取り組みなど、将来の地域農業について話し合う

荒れた農地の発生防止・解消

耕作されていない農地について、所有者への意向確認や耕作希望者への紹介を行う

新しく農業を始める人を増やす

- ・新たに農業を始める人への相談対応
- ・農業者年金制度の加入促進に取り組む

総会等での審議 ※原則月1回以上開催

農業委員会総会への出席 (毎月10日頃開催)

担当区域の農地に関する意見を述べる

研修会や会議への出席

各種研修会や会議へ出席する

募集定数 7名

任期 農業委員会が委嘱した日(令和8年7月20日以降) から 令和11年7月19日 まで